

卸売市場法の改正に伴う政省令案（骨子）について

平成30年8月  
農林水産省

改正後の卸売市場法	政省令案（骨子）
<p><b>1 中央卸売市場</b>  <b>(1) 中央卸売市場の認定（法第4条・第5条）</b>                      ① 卸売市場（その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。）であって、認定要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。（法第4条第1項）</p> <p>② その開設する卸売市場について認定を受けようとする開設者は、<u>農林水産省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して、認定の申請をしなければならない。</u>（法第4条第2項）</p> <p>ア 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名                      イ 卸売市場の名称                      ウ 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項                      エ 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項                      オ 卸売市場の業務の運営体制に関する事項                      カ 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項                      キ 卸売市場の卸売業者に関する事項                      ク <u>その他農林水産省令で定める事項</u></p>	<p><b>1 中央卸売市場の施設規模の基準（省令第1条）</b>  <u>卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍を含む。）の面積の合計が、取扱品目が属する生鮮食料品等の区分に応じ、おおむね次の面積以上である。</u></p> <p>青果：10,000 m<sup>2</sup>      水産物：10,000 m<sup>2</sup>                      肉類：1,500 m<sup>2</sup>      花き：1,500 m<sup>2</sup>                      その他の生鮮食料品等：1,500 m<sup>2</sup></p> <p><b>2 中央卸売市場の認定申請の手続（省令第2条）</b>  <u>認定の申請書は様式に従って作成するとともに、卸売市場の施設の配置図等の書類を添付しなければならない。</u>  <u>その他の申請書の記載事項として、「卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項」を定める。</u></p>

※ 下線部分はポイント

改正後の卸売市場法	政省令案（骨子）
<p>③ 開設者は、卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、<u>農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表</u>すること。（法第4条第5項第3号ロ）</p> <p>④ 開設者は、売買取引の方法及び決済の方法を定め、<u>農林水産省令で定めるところにより公表</u>すること。（法第4条第5項第4号）</p> <p>⑤ 卸売業者は、<u>農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表</u>すること。（法第4条第5項第5号表の4の項）</p>	<p>3 中央卸売市場の開設者の業務の方法（省令第3条・第4条）</p> <p>(1) 売買取引の結果等の公表（省令第3条）  日ごとの卸売の数量及び価格のほか、<u>日ごとの卸売予定数量をインターネットの利用その他の適切な公表方法により公表</u>する。</p> <p>(2) 売買取引の方法・決済の方法の公表（省令第4条）  <u>インターネットの利用その他の適切な公表方法により公表</u>する。</p> <p>4 中央卸売市場の卸売業者の遵守事項（省令第5条～第8条）</p> <p>(1) 売買取引の条件の公表事項等（省令第5条）  次の事項について、<u>インターネットの利用その他の適切な公表方法により公表</u>する。</p> <p>① <u>取扱品目</u>  ② <u>営業日・営業時間</u>  ③ <u>生鮮食料品等の引渡しの方法</u>  ④ <u>委託手数料等の種類・内容・額</u>  ⑤ <u>販売代金の支払期日・支払方法</u>  ⑥ <u>奨励金等がある場合、その種類・内容・額</u>（交付基準を含む。）</p>

## 改正後の卸売市場法

⑥ 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。（法第4条第5項第5号表の5の項）

⑦ 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（農林水産省令で定めるもの）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。（法第4条第5項第5号表の6の項（2））

## 政省令案（骨子）

### （2）受託拒否の正当な理由（省令第6条）

受託拒否の正当な理由として、次のとおり定める。

- ① 食品衛生上有害である場合
- ② 過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度である場合
- ③ 卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入れ能力を超える場合
- ④ 法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- ⑤ 卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- ⑥ 当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- ⑦ 販売の委託の申込みが暴力団員等から行われたものである場合

### （3）事業報告書の作成・閲覧の手続（省令第7条）

- ① 事業報告書は、当該事業年度経過後90日以内に、開設者に提出する。
- ② 出荷者が閲覧できる情報は、卸売業者の貸借対照表及び損益計算書とする。
- ③ 卸売業者が閲覧の申出を拒否できる正当な理由として、販売の委託をする見込みがないと認められる者からの申出がなされた場合等を定める。

## 改正後の卸売市場法

⑧ 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。（法第4条第5項第5号表の7の項）

⑨ 卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。（法第4条第5項第9号）

⑩ この法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられた等の法人等は、中央卸売市場の認定を受けることができない。（法第5条第2号）

### （2）申請書の記載事項等の変更の認定（法第6条）

中央卸売市場の開設者は、申請書の記載事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。（法第6条第1項）

## 政省令案（骨子）

### （4）売買取引の結果等の公表事項等（省令第8条）

日ごとの卸売の数量・価格のほか、日ごとの卸売予定数量並びに月ごとの委託手数料の受領額及び奨励金等がある場合その月ごとの交付額について、インターネットの利用その他の適切な公表方法により公表する。

### 5 中央卸売市場の認定要件（省令第9条）

卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件として、次のとおり定める。

① 開設者が、当該卸売市場の業務運営に必要な資金を確保できると見込まれること。

② 当該卸売市場の全ての取扱品目について卸売業者が存在し、かつ、当該卸売業者が卸売の業務を適確に遂行できると見込まれること。

### 6 欠格事由（政令第1条）

生鮮食料品等の取引に関する法律として、独占禁止法、食品衛生法等を定める。

### 7 申請書の記載事項等の変更の認定等（省令第11条・第12条）

#### （1）変更の認定の申請（省令第11条）

変更の認定を受けようとする開設者は、様式に従った申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

#### （2）軽微な変更（省令第12条）

申請書の記載事項等の軽微な変更は、開設者の名称・住所、代表者の氏名、卸売市場の名称等とする。

改正後の卸売市場法	政省令案（骨子）
<p><b>2 地方卸売市場（法第13条）</b> 卸売市場であって、認定要件に適合しているものは、都道府県知事の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。 〔中央卸売市場の施設規模の基準を除き、<u>中央卸売市場と同様の事項を政省令に委任。</u>〕</p> <p><b>3 都道府県が処理する事務等（法第17条）</b> ① 農林水産大臣の事務の一部は、<u>政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととする。</u>（法第17条第1項）  ② 農林水産大臣の権限は、<u>農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。</u>（法第17条第2項）</p> <p><b>4 中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置（附則第3条第5項）</b> 改正前の許認可を受けた中央卸売市場又は地方卸売市場に係る認定申請については、<u>卸売市場の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。</u></p>	<p><b>8 地方卸売市場に関する規定（省令第17条～第30条）</b> <u>基本的に中央卸売市場と同様の内容を定める。</u> なお、地方卸売市場の実態等を踏まえ、都道府県が申請・届出の様式等を別に定める場合には、その様式等を認める。</p> <p><b>9 都道府県が処理する事務（政令第2条）</b> 中央卸売市場の開設者に対する<u>業務・財産に関する報告及び資料の提出並びに立入検査</u>は、都道府県知事が行う。ただし、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p><b>10 地方農政局長への委任（省令第32条）</b> <u>申請書の記載事項等の軽微な変更の届出の受理等、定型的な事務処理は地方農政局長に委任する。</u></p> <p><b>11 申請書の記載事項等の省略（省令附則第2条）</b> 次の事項を省略することができる。 <b>（1）申請書の記載事項</b> ① <u>卸売市場の施設に関する事項</u> ② <u>卸売業者に関する事項</u> ③ <u>卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項</u> <b>（2）添付書類</b> ① <u>開設者の定款、登記事項証明書、役員名簿、事業報告書等</u> ② <u>卸売市場の施設の配置図</u> ③ <u>卸売業者の定款、登記事項証明書、役員名簿及び事業報告書</u></p>